義農公園再整備設計業務 公募型プロポーザルに係る質問回答(2)

質問内容	回答 番号	回答内容
設計範囲図において、隣接する町道の歩道が検討範囲に 含まれていますが、この部分も公園として活用する方針 であるとの理解でよろしいでしょうか。	28	設計範囲図に含まれる歩道部分については、歩道として 設計することを想定しています。
「(3)既存敷地及び施設に関する方針検討」において、 義農神社の土地、建物は業務対象外とあります。 一方、「(7)図面等作成」では、「一体的に利用する場合」のパース等を作成する内容となっています。 神社敷地の方針検討は別途追加指示があり、その上で図面等を作成するとの理解でよろしいでしょうか。	29	パース等は将来的な利活用に向けた地元での協議のきっかけづくりとして求めるものであり、方針検討については敷地の制約で見送った機能に加え、現在の義農神社敷地内に存在する施設や工作物の代替となる機能等を協議により反映することを想定しています。
建築物は二次製品の利用が基本とのことですが、その基礎工の検討は本業務には含まないとの理解でよろしいでしょうか。	30	「基礎工の検討」がどこまでを指すか不明ですが、本業務では既往のボーリング調査成果を用いて仮定的に検討する範囲で差し支えありません。詳細な構造計算については、次段階の実施設計で行うものとします。
公募型プロポーザル実施要領(P5):11 審査 プレゼンテーションの20分以内には、PCのセッティング 等の時間も含まれていますでしょうか。	31	含まれません。なお、持ち時間の設定は参加する提案者数に応じて調整することとしました(回答番号47参照)。
仕様書(p.2):4 業務の範囲 現在整備中の雨水貯留施設の整備規模についてお伺いしたいです。 事前の質問で、耐荷重が1 ㎡あたり、10kN/㎡と回答がありましたが、必要土被り等の制限はどの程度でしょうか。	32	0~2.0mを標準とする製品を使用しています。
仕様書(p.2):4 業務の範囲 ⑥義農通り周辺のリノベーションまちづくりにおいて、 過年度時点で既に取り組んでいることがあれば、それら に関する情報を提供していただくことは可能でしょう か。	33	町として既に取り組んでいる事業はありません。ただし、「松前町公営住宅等長寿命化計画」で義農住宅のコンバージョン検討を位置付けており、あわせて今年度から地元団体によるリノベーションまちづくりの動きも把握しています。
仕様書(p.2):5業務の内容(4)町民意見の反映 仕様書(p.4):7その他(2)町民向けワークショップ の概要(予定) 開催予定の町民向けワークショップが2か月間で4回実 施とのことですが、各回の開催日時想定はございます か。	34	現時点では、11月に2回・12月に2回の想定程度です。
仕様書 (p. 2) : 5 業務の内容 (4)町民意見の反映町民意見の反映の中で、アンケート・ワークショップ等の実施・運営・整理を町で行うと記載されていますが、業務受託後に弊社からワークショップの運営に関する提案等の余地はありますでしょうか。	35	提案いただく余地はあります。町が実施・運営を担いますが、受託者からの提案は参考とさせていただきます。
仕様書(p.3):5 業務の内容(6)敷地内建築物の検討 公園内に整備する施設として管理棟の検討が記載されて いますが、現時点での利用想定はございますか(管理者 が常駐するのみ、集会所を併設するなど)。	36	現時点で具体的な利用想定は定めていませんが、指定管理の導入を検討する中で、管理候補者へのヒアリングを通じて必要な機能の想定を進めていく予定です。
仕様書 (p. 4):5 業務の内容 (7) 図面等作成 既にされている質問の中で、実施設計の想定で質問がされているのがありましたが、回答番号23にもあるように、令和8年度中に実施設計が完了予定となっていることから、本業務は基本計画または基本設計の想定でお間違いないでしょうか。上記から作成する図面となっている、配置計画図や計画平面図は実施設計レベルの精度が求められるものではないという認識でよろしいでしょうか。	37	お見込みのとおりです。
仕様書 (p. 4, 5):7 その他 町民向けワークショップ及び管理候補者ヒアリングの概要の最終成果物イメージにおいて、「義農公園でこんなことしてみたい一覧」及び配置計画イメージがそれぞれ記載されていますが、こちらはワークショップやヒアリング毎に別の成果物を作成するか、ワークショップとヒアリングの結果を統合して1つの成果を作成するか、どちらの想定でしょうか。	38	ワークショップと管理候補者ヒアリングの成果物は、そ れぞれ別に作成する想定です。

義農公園再整備設計業務 公募型プロポーザルに係る質問回答(2)

質問内容	回答 番号	回答内容
仕様書(p.5):7 その他 管理候補者のヒアリングにおいて、1~2者の想定と記載 がありますが、候補者の選定は貴庁側で行う想定でよろ しいでしょうか。	39	お見込みのとおりです。
参加資格の「入札参加有資格業者名簿の登載」について 実施要領6の参加資格に「令和7・8年度松前町入札参加 有資格業者名簿に登載されている又は登載される見込み であること」とありますが、この場合の登録区分はどの 分類に該当する必要があるでしょうか。 (例:①建設工事、②測量・建設コンサルタント、③業 務委託、④物品等)	40	いずれの登録区分でも差し支えありません。
設計共同体(JV)の可否について 本業務はJVを組成しての応募は可能でしょうか。	41	質問回答(1)回答番号9のとおりです。
JV構成員の資格要件について JV参加が可能な場合、参加資格6の要件はすべての構成 員が満たす必要がありますか。 それとも、代表企業が参加資格6を満たしていれば、構 成員は(2)~(6)(暴 排・再生法・破産等の条件)を満 たせば良いのでしょうか。	42	質問回答(1)回答番号9のとおりです。
JVの登録区分の組合せについて JVで参加する場合、代表企業が①建設工事の登録、構成 員が②測量・建設コンサルタントの登録見込みという組 合せでも参加可能でしょうか。	43	可能です。
県外業者の扱いについて 本店や支店が愛媛県外にある 業者が応募した場合、審査で減点される(あるいは県内 業者に加点がある)ことはありますか。直接的に点数化 されない場合でも、県外業者が不利に扱われることはあ りますでしょうか。	44	審査はプロポーザル実施要領P8「審査評価基準 表1」に 基づきます。地元企業や町内関係者との連携体制は評価 対象であり、提案者が地元企業である場合や、県外業者 であっても具体的な連携体制を示す場合は加点対象で す。
特定テーマと概要版の評価について 提出物の「05_特定テーマ①~④に対する提案」と「06_ 提案内容の概要版」は、それぞれどのように採点に反映 されますか。05で主に採点し、06はプレゼン時の参考資 料としての位置づけなのか、あるいは双方とも採点対象 となるのかを確認したいです。	45	「05_特定テーマ①~④に対する提案」を採点対象とします。「06_提案内容の概要版」は、プレゼンテーション時の参考資料としての位置づけです。
予定管理技術者の資格要件について(確認) 予定管理技術者には、技術士(都市及び地方計画)、 RCCM(都市計画・造園)、登録ランドスケープアーキテクト(RLA)のいずれかが必要と記載されていますが、 この資格者はJV構成員所属でも問題ないでしょうか。	46	予定管理技術者は、共同体の構成員所属でも差し支えありませんが、共同体の代表者所属とすることが妥当であると考えます。なお、予定管理技術者に挙げている資格は必須要件ではなく、加点対象となるものです。
プレゼンテーションの実施方法と公平性について 実施要領では「企画提案書を提出した者は全てプレゼン テーションを行う」と読めます。しかし通常のプロポー ザルでは、一次審査(書類審査)で数社程度に絞り込ん だうえでプレゼンテーションを行うケースが多いと理解 しています。 1. 本件は、本当に全ての提出者が必ずプレゼンテーションを行うのでしょうか。 2. 参加者が多数に及んだ場合でも同様でしょうか。 3. 仮に全ての参加者がプレゼンを行うとすると、通常の プロポーザル方式とは異なる運用になります。その理由 や背景をご説明いただけますか。 4. また、既に特定の受託予定者が内定しているためにこ のような方式になっているのではないか、という懸念を 抱いています。その点について、公平・公正な審査が確 実に行われると理解してよいか、ご回答をお願いしま す。	47	1. お見込みのとおりです。 2. 参加者が多数となった場合は、発表や質疑の持ち時間を変更するなど、時間設定を調整することを検討します。※詳細は参加表明の締切後に公表します。 3. 当初は3~5 社程度の参加を超定しており、審査基準に掲げる「創造性や熱意」を確認する意図も踏まえ、国土交通省「プロポーザル・総合評価ガイドライン」の範囲内で全提案者によるプレゼンテーションも可能と考えていました。 4. 特定の受託予定者の内定は一切なく、公平・公正に審査を行います。

義農公園再整備設計業務 公募型プロポーザルに係る質問回答(2)

質問内容	回答 番号	回答内容
本プロポーザルにおいてJV(企業共同体)での参加は可能か。また、JVで参加する場合は参加表明書等の書類はJVとして提出すれば良いか。各社個別の提出が必要か。	48	質問回答(1)回答番号9のとおりです。
「質問回答(1)」回答番号21 「また、仕様書に記載している『義農神社の将来的な一体利用』とは、義農神社敷地上の建物が存在しない状態で、敷地を公園とあわせて活用可能とすることを示しています」とは、義農神社を縮小する、もしくは無くす、もしくは異なる敷地に移転するなどして、現義農神社敷地も公園の一部もしくは全部として再整備する、という解釈でよろしいでしょうか?	49	現在の義農神社敷地の全部を公園として再整備することを想定しています。